

議案第6号

鳥取県手数料徴収条例及び鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県手数料徴収条例及び鳥取県警察手数料条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和元年6月7日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県手数料徴収条例及び鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

（鳥取県手数料徴収条例の一部改正）

第1条 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

--	--

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(28) 略</p> <p>(29) 毒物及び劇物取締法第4条第2項（同法第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録等の申請の経由事務 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 登録の申請 1件につき<u>20,700円</u></p> <p>イ 略</p> <p>(30)～(116) 略</p> <p>(117) 消防法第13条の3第3項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 甲種危険物取扱者試験 1件につき<u>6,600円</u></p> <p>イ 乙種危険物取扱者試験 1件につき<u>4,600円</u></p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(28) 略</p> <p>(29) 毒物及び劇物取締法第4条第2項（同法第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録等の申請の経由事務 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 登録の申請 1件につき<u>20,600円</u></p> <p>イ 略</p> <p>(30)～(116) 略</p> <p>(117) 消防法第13条の3第3項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 甲種危険物取扱者試験 1件につき<u>6,500円</u></p> <p>イ 乙種危険物取扱者試験 1件につき<u>4,500円</u></p>

ウ 丙種危険物取扱者試験 1件につき3,700円

(118)～(131) 略

(132) 火薬類取締法第31条第3項の規定に基づく火薬類製造保安責任者試験等の実施又は火薬類製造保安責任者免状等の交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 火薬類製造保安責任者試験又は火薬類取扱保安責任者試験の実施 1件につき18,000円

イ 略

(133)～(144) 略

(145) 高圧ガス保安法第31条第2項（高圧ガス保安法施行令第18条第2項の規定により処理する場合を含む。）の規定に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 乙種化学責任者免状に係るもの 1件につき9,300円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合（以下この号及び第173号において「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあっては、1件

ウ 丙種危険物取扱者試験 1件につき3,600円

(118)～(131) 略

(132) 火薬類取締法第31条第3項の規定に基づく火薬類製造保安責任者試験等の実施又は火薬類製造保安責任者免状等の交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 火薬類製造保安責任者試験又は火薬類取扱保安責任者試験の実施 1件につき17,000円

イ 略

(133)～(144) 略

(145) 高圧ガス保安法第31条第2項（高圧ガス保安法施行令第18条第2項の規定により処理する場合を含む。）の規定に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 乙種化学責任者免状に係るもの 1件につき9,000円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合（以下この号及び第173号において「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあっては、1件

につき8,800円)

イ 丙種化学責任者免状に係るもの 1件につき8,700円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、1件につき8,200円)

ウ 乙種機械責任者免状に係るもの 1件につき9,300円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、1件につき8,800円)

エ 第2種冷凍機械責任者免状に係るもの 1件につき9,300円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、1件につき8,800円)

オ 第3種冷凍機械責任者免状に係るもの 1件につき8,700円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、1件につき8,200円)

カ 第1種販売主任者免状に係るもの 1件につき7,900円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、1件につき7,400円)

キ 第2種販売主任者免状に係るもの 1件につき6,200円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、1件につき5,700円)

につき8,500円)

イ 丙種化学責任者免状に係るもの 1件につき8,400円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、1件につき7,900円)

ウ 乙種機械責任者免状に係るもの 1件につき9,000円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、1件につき8,500円)

エ 第2種冷凍機械責任者免状に係るもの 1件につき9,000円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、1件につき8,500円)

オ 第3種冷凍機械責任者免状に係るもの 1件につき8,400円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、1件につき7,900円)

カ 第1種販売主任者免状に係るもの 1件につき7,600円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、1件につき7,100円)

キ 第2種販売主任者免状に係るもの 1件につき6,000円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、1件につき5,500円)

(146)～(156) 略

(157) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第4条第2項の規定に基づく電気工事士免状の交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 第1種電気工事士免状 1件につき6,000円

イ 第2種電気工事士免状 1件につき5,300円

(158) 電気工事士法施行令（昭和35年政令第260号）第4条第1項の規定に基づく電気工事士免状の再交付 1件につき2,700円

(159) 電気工事士法施行令第5条の規定に基づく電気工事士免状の書換え交付 1件につき2,100円

(160)～(172) 略

(173) 液化石油ガス法第38条の5第2項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施 1件につき21,400円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、1件につき20,900円）

(174)～(199) 略

(200) 職業能力開発促進法第46条第2項の規定に基づく技能検定試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(146)～(156) 略

(157) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第4条第2項の規定に基づく電気工事士免状の交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 第1種電気工事士免状 1件につき5,900円

イ 第2種電気工事士免状 1件につき5,200円

(158) 電気工事士法施行令（昭和35年政令第260号）第4条第1項の規定に基づく電気工事士免状の再交付 1件につき2,600円

(159) 電気工事士法施行令第5条の規定に基づく電気工事士免状の書換え交付 1件につき2,000円

(160)～(172) 略

(173) 液化石油ガス法第38条の5第2項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施 1件につき20,700円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、1件につき20,200円）

(174)～(199) 略

(200) 職業能力開発促進法第46条第2項の規定に基づく技能検定試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 実技試験 1件につき18,200円を超えない範囲内で知事が別に定める額

イ 略

(201)～(292) 略

(293) 採石法第32条の13第1項の規定に基づく採石業務管理者試験の実施 1件につき8,100円

(294)～(300の3) 略

(301) 建築士法（昭和25年法律第202号）第5条第1項の規定に基づく2級建築士又は木造建築士の登録 1件につき19,300円

(301の2) 略

(302) 建築士法第13条の規定に基づく2級建築士試験及び木造建築士試験の実施 1件につき17,900円

(303)～(328) 略

2 略

ア 実技試験 1件につき17,900円を超えない範囲内で知事が別に定める額

イ 略

(201)～(292) 略

(293) 採石法第32条の13第1項の規定に基づく採石業務管理者試験の実施 1件につき8,000円

(294)～(300の3) 略

(301) 建築士法（昭和25年法律第202号）第5条第1項の規定に基づく2級建築士又は木造建築士の登録 1件につき19,200円

(301の2) 略

(302) 建築士法第13条の規定に基づく2級建築士試験及び木造建築士試験の実施 1件につき17,700円

(303)～(328) 略

2 略

（鳥取県警察手数料条例の一部改正）

第2条 鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(15の7) 略</p> <p>(15の8) 風営適正化法第31条の23において準用する風営適正化法第7条第1項の規定に基づく特定遊興飲食店営業の相続の承認 1件につき<u>8,700円</u> (同時に複数の特定遊興飲食店営業について承認を受けようとする場合の2件目以後の承認については、3,800円)</p> <p>(15の9) 風営適正化法第31条の23において準用する風営適正化法第7条の2第1項の規定に基づく法人の合併の承認 1件につき<u>12,000円</u> (同時に複数の特定遊興飲食店営業について承認を受けようとする場合の2件目以後の承認については、3,300円)</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(15の7) 略</p> <p>(15の8) 風営適正化法第31条の23において準用する風営適正化法第7条第1項の規定に基づく特定遊興飲食店営業の相続の承認 1件につき<u>8,600円</u> (同時に複数の特定遊興飲食店営業について承認を受けようとする場合の2件目以後の承認については、3,800円)</p> <p>(15の9) 風営適正化法第31条の23において準用する風営適正化法第7条の2第1項の規定に基づく法人の合併の承認 1件につき<u>11,000円</u> (同時に複数の特定遊興飲食店営業について承認を受けようとする場合の2件目以後の承認については、3,300円)</p>

(15の10) 風営適正化法第31条の23において準用する風営適正化法第7条の3第1項の規定に基づく法人の分割の承認 1件につき12,000円（同時に複数の特定遊興飲食店営業について承認を受けようとする場合の2件目以後の承認については、3,300円）

(15の11)～(23の2) 略

(24) 銃砲刀剣類取締法第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 略

イ アに掲げるもの以外のもの 1件につき6,900円

(25) 略

(25の2) 銃砲刀剣類取締法第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施 1件につき12,700円

(26)～(30の3) 略

(30の4) 銃砲刀剣類取締法第9条の14第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会の実施 1件につき9,800円

(15の10) 風営適正化法第31条の23において準用する風営適正化法第7条の3第1項の規定に基づく法人の分割の承認 1件につき11,000円（同時に複数の特定遊興飲食店営業について承認を受けようとする場合の2件目以後の承認については、3,300円）

(15の11)～(23の2) 略

(24) 銃砲刀剣類取締法第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 略

イ アに掲げるもの以外のもの 1件につき6,800円

(25) 略

(25の2) 銃砲刀剣類取締法第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施 1件につき12,300円

(26)～(30の3) 略

(30の4) 銃砲刀剣類取締法第9条の14第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会の実施 1件につき9,700円

(31)～(59) 略

(60) 警備業法第42条第2項第1号の規定に基づく機械警備業
務管理者講習の実施 1件につき39,000円

(60の2)～(70) 略

2 略

(31)～(59) 略

(60) 警備業法第42条第2項第1号の規定に基づく機械警備業
務管理者講習の実施 1件につき38,000円

(60の2)～(70) 略

2 略

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。